

職員の針刺し・切創・皮膚/粘膜曝露時のウイルス検査について

聖マリアンナ医科大学病院
感染制御部

- (1) 医療行為の際に、患者さんの血液・体液が付着した針等により職員が針刺し・切創を受傷した場合、あるいは血液・体液が職員の皮膚・粘膜に曝露した場合には、職員の感染予防を目的として、患者さんのウイルス検査（B型肝炎ウイルス：HBV、C型肝炎ウイルス：HCV、ヒト免疫不全ウイルス：HIV等）を実施させていただきます。
- (2) 上記のウイルス検査（HBV、HCV、HIV等）をさせていただく場合、事前に説明させていただきます。ただし患者さんに意識障害がある場合等で緊急に同意を得ることが難しい場合は、医師の判断で検査をさせていただくことがあります。
- (3) 小児の患者さんなど、ご本人のみで判断することが難しい場合には、保護者等に説明し、同意をいただいたうえで実施させていただきます。
- (4) 上記のウイルス検査（HBV、HCV、HIV等）で、患者さんが感染症に罹患していることが判明した場合、専門診療科への紹介、追加検査などの対応をさせていただきます。
- (5) 検査結果については個人情報保護法を遵守し、原則ご本人にのみに告知させていただきます。但し小児の患者さん、意識障害がある患者さんなど、ご本人のみで判断することが難しい場合には、ご家族等に告知させていただくことがあります。
- (6) 検査費用につきましては、当院が負担させていただきます。ご理解とご協力のほどをよろしくお願い致します。